

空き状況の確認と仮予約(インターネット)

あいち共同利用型施設予約システムで、原則24時間365日行うことができます。
 ※空き状況の確認は、毎月24日の時点で1年先までの確認ができます。
 ※施設予約システムを利用した抽選・仮予約の申込には、利用者登録が必要です。
 ※施設の空き状況は、利用者登録不要で確認が可能です。



利用者登録

(1)あいち共同利用型施設予約システムの「利用者登録」タブから、仮利用者登録を申請
 (2)利用者IDを控えて、会館窓口で本登録(会館窓口で、直接本登録をすることも可能)
 ※本登録後、インターネットで仮予約ができるようになります。
 ※既に他市等で利用者IDをお持ちの方は、同じIDで文化会館利用者登録が可能ですので、直接会館窓口へご来館ください。

予約方法(あいち共同利用型施設予約システムから申込、または会館窓口で申込)

①抽選予約

- ・利用月の12か月前の毎月1日から同月の10日までに申込をしてください。
- ・利用月の12か月前の毎月13日に抽選結果を通知します。メール登録のある方はメールに送付します。
- ・当選した方は利用月の12か月前の毎月13日から22日までに、会館窓口で本予約(料金支払い等)をして下さい。

※期間中に手続きがない場合、予約は取消されます。(期間は休館日の都合上、短縮される場合があります)

※申込は、各施設ごとに、1回まで。下記の最大連続利用日数を上限とします。

■大・小ホール・会議室・創作室/5日間(展示で利用する場合は7日間) ■展示室/14日間
 システムの都合上、各施設ごとに、1日単位での抽選申込となります。

②通常予約

- ・利用月の12か月前の24日午前9時から予約申込開始
- ・あいち共同利用型施設予約システム:利用月の12ヶ月前の24日、午前9時から利用日の10日前まで予約可能
 ※仮予約から10日以内に窓口で本予約をしてください。本予約の手続きがない場合、予約は(自動で)取り消されます。

③予約可能期間

大・小ホール/利用月の12ヶ月前の24日午前9時から利用日の10日前まで
 それ以外の施設/利用月の12ヶ月前の24日午前9時から利用日の前日まで

施設使用料

・使用料は、裏面「施設等の使用料」とおりで、本予約の際にお支払いください。
 ・既納の使用料は、原則として還付いたしません。ただし、相当な理由があると認めるときは全部または一部を還付いたします。

・使用料の還付

舞台芸術振興施設	還付率
ホール・楽屋等	90日前まで・・・100%
大ホールホワイエ	30日前まで・・・70%
市民広場	10日前まで・・・30%

地域文化交流施設	還付率
展示室・会議室	30日前まで・・・100%
創作室・茶室	20日前まで・・・70%
	10日前まで・・・30%

利用許可の制限

次のいずれかに該当するときは、利用の許可をいたしません。
 ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 ・施設・附属設備等を汚損、き損又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 ・その他管理上支障があると認めるとき。

利用許可の取り消し等

次のいずれかに該当したときは、利用許可を取消し又は利用の中止をすることがあります。
 ・利用の許可条件に違反したとき。
 ・「西尾市文化会館の設置及び管理等に関する条例」又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 ・利用の許可申請に偽りがあったとき。
 ・災害その他の事故により利用ができなくなったとき。
 ・利用者が文化会館の施設、附属設備等を許可を受けた目的以外に利用したとき。
 ・利用者が利用権を第三者に譲渡又は転貸したとき。
 ・その他会館の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

管理責任

・利用者は、会館の利用にあたり、利用責任者を設け、設備、備品等を、責任をもって管理してください。

原状復帰の義務

・利用終了後は、ただちに備品等を原状にもどし清掃し、職員の点検を受けてください。

利用前の準備について

①関係機関等への届出

行事の内容により、次の関係機関へ届出の必要がある場合があります。
 事前に届出の要否を確かめて利用者から届出をしてください。
 ・催物開催届及び会館内外で火気を使用するとき・・・西尾市消防本部(0563-56-2110)
 ・演奏など音楽を使用するとき・・・日本音楽著作権協会中部支部(052-583-7590)

②大ホール・小ホールの行事内容の打合せ

当日の準備と進行を円滑に行うため、利用日の10日前までに舞台・照明・音響等の内容の詳細について
 進行表等をご準備の上、職員と打合せをお願いします。打合せのない場合、当日の準備が出来かねます。

利用者へのお願い

・来館者が多数見込まれる行事については、必要な整理員を置き、会館の収容定員を超えないこと。
 ・所定の場所以外での飲食をしないこと。又は火気を使用しないこと。(敷地内は全館禁煙)
 ・許可を受けないで、壁、柱等に貼紙をし、又は画鋲若しくは釘の類を打たないこと。
 ・指定した場所以外では出入りしないこと。
 ・許可を受けない施設、附属設備等を使用しないこと。
 ・その他、会館の管理及び運営につき必要な指示に従うこと。
 ・会館内外の看板・ポスター類の掲示については、職員の指示に従ってください。

非常時

会館内の施設や設備の状況をよく承知し、出入口・非常口・消火設備等の位置を確認しておいてください。
 地震・火災等非常の場合は、あわてないで職員の指示に従って行動し協力してください。

